

生活者優先時代を実現する 2017年(平成29年) 7月25日 2205号 毎月5日、15日、25日発行

日本消費経済新聞

©日本消費経済新聞社2017

〒101-0065 東京都千代田区西神田2-5-7 Tel: 03-3263-1191 Fax: 03-5276-7878
URL: http://www.nc-news.com 昭和46年12月24日第三種郵便物承認

購読料 1年8,400円
半年4,200円

貴金属の押し買い

規制導入 3年半 相談件数減らず

「自宅に勝手に上がり込み、宝石箱を開け貴金属を強引に買い取っていった」「これだけ時間をかけているのに売らないのかと言われ、怖くて貴金属を売ってしまった」。自宅に押し掛けて貴金属などを強引に安く買い取っていく「押し買い」を規制する改正特定商取引法が施行されて3年半。飛び込みの訪問勧誘は禁止されたが、女性からの電話に安心して着物や靴の買い取りを承諾した高齢女性から、規制前と同様の相談が寄せられ、相談件数自体も増え続けていることが分かった。クーリング・オフ期間中は品物の引き渡しを拒むことができ、事業者はこのことを消費者に告げなければならないが、「貴金属はクーリング・オフできないと言われた」「契約書にクーリング・オフ不可了承と手書きで書かれていた」「買ったものは返せないと言われた」などの相談も寄せられている。この3年半の行政処分は、わずか7社に過ぎない。消費者庁は周知と法執行強化で対応するとしているが、処分件数を増やすことができるのか。電話による不招請勧誘禁止を検討する必要があるのか。

(相川優子)

勝手に上がり込み 宝石箱開け強引買い取り

今年2月、甲信越地方の70歳の女性は、「不要な衣類や着物を買い取る」という女性からの電話を受け、安心して来訪を承諾。不要な衣類や着物を片付けて玄関先に置いておいた。ところが、やってきたのは男性で、「持っているものもあるのでも仕分けしている間に貴金属を出してよ」と言われた。「ない」と断ったにもかかわらず、「1つぐらいあるでしょ」としつこく、勝手に家の中に入ってきた。「家の中には入らないで」と訴えたが、勝手に宝石箱を開けて貴金属を買い取って行かれた。

昨年12月、東海地方の80歳の女性は、女性から「洋服など不要な

ものがあれば買い取る」と電話があり、靴ならあると来訪を承諾した。男性2人がやってきて「売れるような指輪やネックレスはないか」と言われ、「ない」と断ると、トイレを貸してくれと上がり込み、居間にあったジュエリーボックスを開け始めた。開けるのを阻止したが、貴金属はないかとしつこく、仕方なくネックレス3点、指輪1点を買い取って帰ってもらった。

「貴金属洗浄するので、見せて」「これだけ時間かけたのに売らないのか」

今年2月、北海道・東北北部地方の80歳代女性も、最初は女性の声で

時間をかけているのに売らないのかと、怖い口調になった。早く帰ってほしいと仕方なく貴金属を売ってしまった。

「貴金属はクーリング・オフできない」 契約書に「クーリング・オフ不可了承」

今年3月、南関東地方の60歳代の女性は、「着なくなったコート売ってください」と電話があり、来訪を承諾し、毛皮のコートや指輪、ネックレスを売った。後で後悔し、返してほしいと連絡すると「売れてしまってもう返せない。貴金属はクーリング・オフできないと言われている」と業者から言われた。

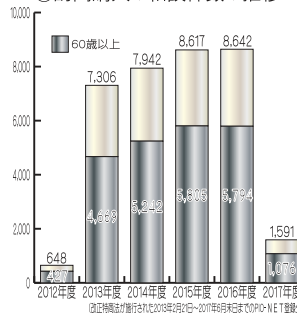
今年1月、南関東の80歳代の女性は、不要な靴を買い取りたいと女性から電話があり自宅への訪問を承諾した。男性が来訪して、履かない靴を渡したところ、ほかにもアクセサリーがあれば買い取ると言われた。売買契約書に名前や住所は書かされたが、書面について詳しい説明を受けていない。後日契約書を確認すると、「クーリング・オフ不可了承」と手書きで書いてあった。指輪を3点買い取ったはずなのに、2点としか書かれていなかった。

昨年8月、南関東地方の70歳代の女性は、電話での来訪要請を承諾し、指輪を買い取られたが、帰り際に「買ったものは返せない」と言われた。冷静になると、売ったことを後悔返してほしいと思ったが、連絡できなかった。その後、クーリング・オフができることを知ったので、返してほしいと相談している。

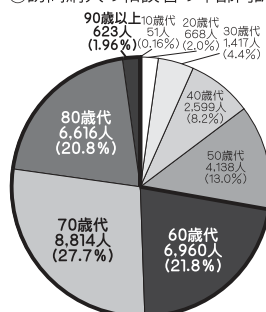
行政処分3年半で、わずか7社 法規制、有効に機能せず

2012年改正特商法が施行され、訪問購入が規制されたのは、2013年2月21日。改正法案は参議院で修正され、同法に初の不招請勧誘（消費者が要請しない勧誘）禁止規制が導入された。見積もりを依頼した場合に買い取

①訪問購入の相談件数の推移



②訪問購入の相談者の年齢内訳



「不要なものを買収る」と電話があり、靴と衣類があると来訪を承諾した。後日、男性がやってきて貴金属を要求され、「ない」と断ると、最終的には「貴金属の洗浄をするので見せてほしい」と言われた。あくまで「売る気はない」と言って拭いてもらったところ、「買い取る」と言い出し、改めて「売らない」と断った。男性は「これだけ

KIRIN

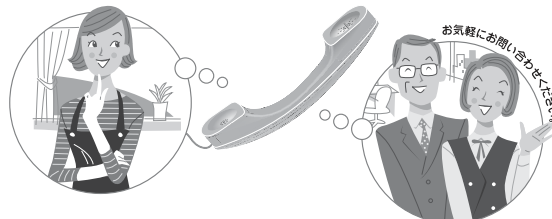
よりよい商品づくりに活かします。お客様の声。

キリンビールお客様相談室

☎ 0120-111-560 9:00~17:00 (土日曜・祝日を除く)



ストップ! 未成年者飲酒・飲酒運転。
お酒は楽しく適量で。
妊娠中・授乳期の飲酒はやめましょう。
のんだあとにはリサイクル。



キリン株式会社 〒164-0001 東京都中野区中野4-10-2中野セントラルパークサウス

http://www.kirin.co.jp